

佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号。以下「条例」という。）及び佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則（昭和63年佐倉市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、コミュニティセンターの使用の申請の受付、使用回数の制限、使用料の取扱いその他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「コミュニティセンター」とは、佐倉市が設置した志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田コミュニティセンター及び佐倉コミュニティセンターをいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。

- 2 この要領において「施設」とは、使用の申請を受け付け、使用に供するコミュニティセンターのホール、会議室等（市民風呂を除く。）をいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。
- 3 この要領において「使用月」とは、使用日の属する月をいう。
- 4 この要領において「申請期間の開始月」とは、申請期間の最初の月をいう。
- 5 この要領において「申請期間の開始日」とは申請期間の開始月の初日（休所日を除く。）をいう。ただし、申請の受付順位を決定するための抽選会を開催するときは、第4条第5項に定める日をいう。

説明

「使用月の6月前」とは、使用日の属する月の6か月前をいいます。

（例）4月10日に使用するときは、使用月は4月となり、使用月の6か月前とは前年の10月をいいます。また、この10月を申請期間の開始月といいます。抽選会を開催しないときは、10月1日以降に受付を開始することになります。

- 6 この要領において「休所日」とは、規則第3条に規定する休所日をいう。

（休所日）

第三条 コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

7 この要領において「使用単位」とは、条例別表第1に定める使用料を定める使用時間の区分をいう。

(通常の使用申請の受付)

第3条 施設の使用の申請(以下「使用申請」という。)の受付は、施設の区分に応じ、規則第5条第1項に規定する申請期間内(休所日を除く。)に、使用しようとするコミュニティセンターの窓口へ申請者がコミュニティセンター使用申請書(規則別記様式第1号。以下「使用申請書」という。)を提出した順に行うものとする。ただし、次条に定める抽選により使用申請の受付を行う場合を除く。

- 2 使用申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 コミュニティセンターは、管理又は運営に支障がない範囲において、使用申請の受付時間を延長することができる。

規則第5条第1項に定める申請期間の説明

ホール及び西志津ふれあいセンター展示室の申請期間(規則第5条第1項第1号)

使用月の6月前から使用日の3日前まで

以外の施設の申請期間(規則第5条第1項第2号)

使用月の2月前から使用日の3日前まで

(申請多数の場合の抽選による使用申請の受付)

第4条 多数の者から同時に同じ日を使用する使用申請が提出されることが予想されるときは、コミュニティセンターは、規則第5条第1項の申請期間の開始月において抽選会を開催し、使用申請の受付順位を決定する。

- 2 抽選会は、使用月ごとに行う。
- 3 抽選により使用申請の受付の順位が決定したときは、使用月の初日から末日までの範囲内において、第1順位者から順に使用する日を申請し、コミュニティセンターは、これを受け付ける。
- 4 第1項に規定する抽選会は、次の各号に定めるコミュニティセンターの区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。ただし、コミュニティセンターの管理又は運営に支障があるときは、これを変更し、周知の上、別の日に開催する。

(1) 志津コミュニティセンター 10日(10日が休所日、土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、翌開所日)

- (2) 西志津ふれあいセンター 5日(5日が月曜日に当たるときは、翌開所日)
 - (3) 和田コミュニティセンター 15日(15日が休所日、土曜日又は日曜日に当たるときは、翌開所日)
 - (4) 佐倉コミュニティセンター 第2火曜日
- 5 抽選により使用申請の受付を行う場合における規則第5条第1項に規定する申請期間の開始日は、同項の規定にかかわらず、抽選会の参加者にとっては抽選日当日とし、それ以外の者にとっては抽選日の翌開所日とする。

規則第5条

7 使用の承認は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(先行の使用予約又は使用申請の受付)

第5条 コミュニティセンターは、規則第8条の規定により使用料が免除となる者の使用の予約(以下「使用予約」という。)及び使用申請を規則第5条第1項の申請期間前でも受け付けることができる。

(使用料の減免)

第八条 条例第十条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除

(申請期間経過後の空き施設の使用申請の受付)

第6条 コミュニティセンターは、使用日の3日前までに使用申請をするものがない空き施設について、規則第5条第1項又は第2項の申請期間経過後であっても使用申請を受け付けることができる。

(使用予約の受付)

第7条 使用申請をしようとする者は、規則第5条第1項の申請期間内に使用しようとするコミュニティセンターへ電話又はインターネットにより使用予約をすることができる。ただし、第4条第1項に規定する抽選会を開催し、使用申請の受付順位を決定するときは、抽選日まで及び抽選日の翌開所日の午前9時までには使用予約をすることができない。

- 2 使用予約ができる時間は、電話による場合は午前9時から午後5時までとし、インターネットによる場合は午前零時から午後12時まで（プログラムメンテナンスの時間を除く。）とする。
- 3 使用予約は、先着順で受け付ける。
- 4 使用申請をしようとする者は、使用しようとするコミュニティセンターが使用予約を受け付けたときは、速やかに使用しようとするコミュニティセンターの窓口へ使用申請書を提出しなければならない。
- 5 前項の規定により使用申請書の提出があったときは、使用予約をした日に使用申請の提出があったものとみなす。
- 6 インターネットを利用して使用予約をしようとする者は、事前に利用者（団体）登録票（別記様式）を使用しようとするコミュニティセンターへ提出し、登録を受けなければならない。この場合において、複数のコミュニティセンターを使用する予定である者は、主に使用しようとするコミュニティセンターへ提出する利用者（団体）登録票に他のコミュニティセンター名を併せて記載することにより、他のコミュニティセンターの利用者（団体）登録票を提出したものとみなす。

（志津コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限）

第8条 同じ者が同じ月に志津コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、次の各号に定める施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

（1）ホール（ホールに付随して使用する他の施設を含む。）

ア 規則第5条第1項第1号の申請期間の開始月（使用月の6か月前をいう。）に行われる第1回抽選会（以下「6か月前抽選会」という。）の日から使用月の2か月前に行う第2回抽選会（以下この条及び次条において「2か月前抽選会」という。）の日の前日までは、ホールの使用申請は1回とする。ただし、既に承認されたホールの使用に付随して他の施設（茶室は、第9条に定める使用単位に限る。）を使用しようとするときは、追加して使用申請することができる。

説明

6か月前抽選会の日から2か月前抽選会の前日までにホールの使用を1回承認されている者は、同じ月に再度ホールを使用するための使用申請をすることはできない。ただし、ホールの使用を承認されている者が、その使用に付随して会議室等の他の施設（茶室は、土曜

日、日曜日及び祝日のすべての使用単位と平日の午後6時から午後9時の使用単位に限る。)を使用しようとするときは、追加して使用申請することができる。

- イ 2か月前抽選会の日からその抽選会の日属する月の末日までは、ホールの使用申請は2回(2か月前抽選会の前日までにホールの使用の承認を1回受けている者は、通算して2回)とする。ただし、ホールに付随して他の施設を追加して使用しようとするときは、ホールの使用申請の回数に含まない。

説明

2か月前抽選会の日からその抽選会があった月の末日までは、同じ月のホールの使用申請は、2回することができる。2か月前抽選会の日前に既にホールの使用を1回承認されている者は、通算して2回とする。

ホールに付随して他の施設を追加して使用しようとするときは、ホールの使用申請の回数に含まない。

- ウ 使用月の前月の1日以降は、ホールの使用申請の回数に制限は設けない。

(2) ホール以外の施設(ホールに付随して使用するものを除く。)

- ア 規則第5条第1項第2号の申請期間の開始月(使用月の2か月前をいう。)に行われるホール以外の施設の抽選会(以下「ホール以外の施設の2か月前抽選会」という。)の日からその抽選会の日属する月の末日までは、ホール以外の施設の使用申請は2回とする。ただし、ホール以外の施設の2か月前抽選会の日前日までにホールの使用の承認を受けている者は、1回とする。

- イ 使用月の前月の1日以降は、ホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

説明

ホール以外の施設の2か月前抽選会の日からその抽選会の日属する月の末日までは、同じ月のホール以外の施設の使用申請は、2回することができる。ただし、同じ月にホールの使用の承認を受けている者は、ホールに付随した使用以外では1回だけしかできない。

(志津コミュニティセンターの茶室の使用制限)

第9条 志津コミュニティセンターの茶室をホールに付随して使用する場合において、2か月前抽選会の前日までは、次に定める使用単位を除き、茶室として使用する以外の目的で使用申請をすることができない。

- (1) 土曜日、日曜日及び祝日のすべての使用単位
- (2) 上記以外の日の午後6時から午後9時までの使用単位

(志津コミュニティセンターのホールをダンスパーティーに使用する場合の制限)

第10条 志津コミュニティセンターのホールで土曜日、日曜日又は祝日にダンスパーティーを開催する使用申請をするときは、原則として、午後1時から午後5時までの使用単位と午後6時から午後9時までの使用単位を続けて申請することはできない。

2 志津コミュニティセンターのホールでダンスパーティーを開催するときは、ホールの使用申請時に付随して使用する他の施設(着替室用)の使用申請をしなければならない。

(西志津ふれあいセンターの施設の使用申請の回数制限)

第11条 同じ者が同じ月に西志津ふれあいセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の2か月前に該当する月の末日までは、ホール、会議室等の種類の別を問わず合計2回(土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回)までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号及び第2項に定めるとおりとする。この場合において、展示室を除く施設を1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内(間に休所日があり、使用できない日を含む。)とする。

(1) 使用月の6か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から使用月の2か月前に該当する月の末日までに行えるホールの使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。

(2) 使用月の2か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)からその開始日の属する月の末日までに行える会議室の使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。

(3) 使用月の前月の1日以降は、ホール及びホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

2 同じ者が同じ月に西志津ふれあいセンターの展示室について使用申請をすることができる回数は、次に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として14日以内(間に休所日があり、使用できない日を含む。)とす

る。

- (1) 使用月の6か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできる展示室の使用申請の回数は、1回とする。
- (2) 使用月の前月の1日以降は、使用申請の回数に制限は設けない。

(西志津ふれあいセンターの展示室の目的外使用の制限)

第12条 西志津ふれあいセンターの展示室は、その他の施設に付随して使用するとき又は使用月の2か月前に該当する月の末日までに展示を目的とした使用申請がないときは、施設の管理に支障がないと認められる範囲で目的外の使用に供することができる。

(和田コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限)

第13条 同じ者が同じ月に和田コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、次に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内(間に休所日があり、使用できない日を含む。)とする。

- (1) 使用月の6か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、4回とする。
- (2) 使用月の前月の1日以降は、ホールの使用申請の回数に制限は設けない。

(佐倉コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限)

第14条 同じ者が同じ月に佐倉コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の2か月前に該当する月の末日までは、ホール、会議室等の種類の別を問わず合計2回(土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回)までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内(間に休所日があり、使用できない日を含む。)とする。

- (1) 使用月の6か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。

- (2) 使用月の2か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)からその開始日の属する月の末日までにできるホール以外の施設の使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。
- (3) 使用月の前月の1日以降は、ホール及びホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

(使用申請書の申請者欄の記載事項)

第15条 使用申請書の申請者欄の記載事項は、別紙に定める。

(使用申請時の関係書類の添付又は提示の請求)

第16条 コミュニティセンターは、使用申請書の内容を審査する際、使用の目的その他記載事項に疑義があるときは又は不明な点があるときは、規則第5条第4項の規定により申請者に必要な書類の添付又は提示を求め、明らかにしておかなければならない。

(条例別表第1の備考に定める用語の定義及び使用料の徴収基準)

第17条 条例別表第1(コミュニティセンターの使用料)の備考に定める用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 備考4に規定する「市内在住者」とは、個人にあつては市内に住所を有する者をいい、法人にあつては主たる事務所又は営業所の所在地が市内である者をいい、法人でない団体にあつては団体の代表責任者、使用申請書に記載する連絡担当者及び団体構成員の半数以上の者が市内に住所を有し、かつ、日常の活動場所、拠点等が市内であるものをいう。
- (2) 備考5の「入場料及びこれに類するもの」とは、単価が1,000円を超えるものをいい、単価が1,000円以下のときは、割増使用料を徴収しない。
- (3) 備考5の「営利を目的として使用する場合」とは、次に掲げる者がコミュニティセンターを使用する場合をいう。
- ア 民間営利事業者
 - イ 講師等が月謝を徴収する塾又は教室を運営する個人又は団体
 - ウ 利益を見込んで活動する個人又は団体
- (4) 備考6の「使用単位を超過した場合」とは、使用の承認を受けた使用単位の終了時間を超え、引き続いて使用する場合をいい、次の使用単位の開始の時間前までに終了しなかったときは、次の使用単位の使用料及び割増使用料を徴収する。

(5) 備考6の「当該使用単位」とは、使用の承認を受けた使用単位のうち直前のものをいう。

規則別表第1の備考

- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料(以下「単位使用料」という。)の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 6 使用単位を超過した場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、当該単位使用料及び割増使用料の合計額の3割の額を超過使用料として別に徴収する。

(使用料の納入期限)

第18条 コミュニティセンターの使用料は、使用日の30日前までに納入しなければならない。ただし、使用申請の日が使用日の30日前より後の日であるときは、使用申請の受付時に使用料を納入しなければならない。

規則

(使用料の納入)

- 第七条 使用者は、使用料を承認書の交付の際(市民風呂の使用にあつては、その使用の際)に納入するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料を還付する場合の使用者の責めによらない理由)

第19条 コミュニティセンターが規則第9条第1号の規定による使用料の還付を行う場合において、使用者の責めによらない理由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 台風、降雪などの悪天候、自然災害等に起因する交通機関のまひにより、使用者がコミュニティセンターに来られなかったとき。
- (2) 施設及びコミュニティセンターの設備の不良により、使用に供することができない場合で、コミュニティセンターが条例第7条第2項の規定による承認の変更又は取消しを行ったとき。
- (3) 選挙会場に使用しなければならない場合その他行政運営の都合で、コミュニティセンターが条例第7条第2項の規定による承認の変更又は取消しを行ったとき。

条例

(使用承認の取消し等)

第七条

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、承認変更又は取消しをすることができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

規則

(使用料の還付)

第九条 条例第十一条ただし書きの規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取消したとき 半額

(既納の使用料を他の使用料に充当しない取扱い)

第20条 コミュニティセンターは、事務手続の簡素化及び明確化を図るため、還付の対象となった既納の使用料を受領すべき者に次に定める未納の使用料がある場合又は生じた場合においても、充当せず、還付する。

(1) 他の使用申請に係る使用料

(2) 前条第2号及び第3号に規定する使用者の責めによらない理由で承認の変更を受けたことにより生じた変更後に使用する施設の使用料

(3) 前条第2号及び第3号に規定する使用者の責めによらない理由で承認の取消しを受け、代替の使用申請に対する承認を受けた場合に生じた使用料

(4) 使用者の都合により使用する施設を変更したことにより生じた変更後に使用する施設の使用料

2 前項第2号から第4号までに規定する使用料は、新たな使用申請に基づくものとみなし、その全額を徴収するものとする。

説明

コミュニティセンターの使用料に関しては、事務手続の簡素化及び明確化を図るため、還付と徴収の相殺を行わない取扱いとし、使用者の希望があっても、還付の対象となった使用料を他の未納の使用料に充当せず、還付すべきものは還付する。

コミュニティセンターの都合により使用する施設を変更され、又は取り

消された場合であっても、使用者の都合により使用する施設を変更した場合であっても、新たな使用申請に基づく使用料として収納する。

(施設の管理上の事前協議)

第21条 コミュニティセンターは、使用者の施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の管理を適切に行うため、使用者と事前に協議しなければならない。

- (1) 使用者が施設外から機材を持ち込んで使用するとき又は施設の機材を使用するとき。
- (2) 来場者が多数見込まれるとき又は駐車場の利用が多数見込まれるとき。
- (3) 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収するとき。
- (4) 使用者が施設内で販売行為をしようとするとき。
- (5) 使用者が施設の照明、音響設備等の操作に関し職員の説明又は協力を必要とするとき。
- (6) その他コミュニティセンターが必要と認めるとき。

(販売行為の許可)

第22条 条例第13条ただし書の規定により、コミュニティセンターの許可を受けて販売行為をすることができる者は、次に定めるとおりとする。ただし、第1号に規定する者の販売行為は、講演会、学習会等に使用する資料又は講師の著作物の販売に限る。

- (1) 営利を目的としない団体
- (2) 規則第8条に規定する使用料の免除又は減額の対象となる団体
- (3) その他市長が特に認めた者

条例

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認した者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のとおり取り扱うものとする。

利用者(団体)登録票

提出日 年 月 日

利用者 (団体)	希望パスワード				※(英数字4桁、大文字小文字は別文字として区別されます) ※パスワードはインターネット予約を希望される団体のみ、ご記入下さい。					
	(かな) 利用者名(団体名)	結成年月(年 月)								
	(かな) 住 所	〒			TEL	()	FAX	()		
代表者	(かな) 代 表 者 名									
	(かな) 住 所	〒			TEL	()	FAX	()		
	メールアドレス									
連絡先	(かな) 連 絡 先 名									
	住 所	〒			TEL	()	FAX	()		
	メールアドレス									
活動情報	主に使用する館・施設									
	他に使用する館									
	主な活動日	月	回	第1・2・3・4	曜日					
	主な活動時間	時	分	~	時	分				
	学習分類(利用目的)									
	具体的な活動内容									
	会 員 数	人		内 訳		19歳以下	20歳以上	65歳以上		
		(うち市外 人)		男	人	人	人	人	人	
				女	人	人	人	人	人	
	会 費 等	入会金	[円]	説明[]
会費(一人)		[年・月	円]	説明[]	
材料費(一人)		[月・回	円]	説明[]	
入会希望について	1. いつでも入会できる		2. 募集の時期がある[月頃]							
	3. 満員なので欠員まち		4. その他[]							
情報提供について	団体紹介等のために情報(団体名、活動場所、内容、連絡先等)を公開することに同意しますか。 1. 同意する(窓口、市ホームページ) 2. 同意する(窓口のみ) 3. 同意する(連絡先は除く) 4. 同意しない 案内例) 佐倉〇〇クラブ、生活技術、志津公民館、料理、佐倉花子(043-484-1111)									
講師・指導者	(かな) 氏 名									
	住 所	〒			TEL	()	FAX	()		
	謝 礼 金	年・月・回	円	説明[]	

以下は記入不要です(市で記入します)

利用者ID		有効期限	年 月 日
団体区分		予約可能数	回/月
地域加算			
団体減免			

別紙（要領第15条関係）

使用申請書の申請者欄の記載事項

規則別記様式第1号に定めるコミュニティセンター使用申請書の申請者欄は、次により記載するものとする。

- 1 個人が、営利を目的としない使用をする場合
申請者の住所は使用者本人の住所を記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。
- 2 団体が、営利を目的としない使用をする場合
申請者の住所は団体の活動の拠点を記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者氏名を記載するものとする。
例 文化サークル、子供会等の親睦団体
- 3 個人が、営利を目的として使用をする場合
申請者の住所は営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。
例 教室、塾
- 4 団体が、営利を目的として使用をする場合
申請者の住所は団体の営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者の氏名を記載するものとする。
例 民間の会社
- 5 自治会、町内会、区等の地縁組織が、総会又は役員会の会場として使用する場合
申請者の住所は地縁組織の会長等の代表者の住所を記載し、申請者の氏名は使用する地縁組織の名称及び会長等の代表者の氏名を記載するものとする。